

経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協
定第十二条に基づく日本国政府とマレーシア政府との間の実施
取極

(参考)

(訳文)

経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定第十二条に基づく日本国政府とマレーシア政府との間の実施取極

前文

日本国政府及びマレーシア政府は、
経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定（以下「基本協定」という。）第十二条の規定に従って、
次のとおり協定した。

第一章 総則

第一条 定義

この取極の適用上、

(a) 「両締約国」とは、日本国及びマレーシアをいい、「締約国」とは、日本国又はマレーシアをいう。

(b) 「両締約国政府」とは、日本国政府及びマレーシア政府をいい、「締約国政府」とは、日本国政府又はマレーシア政府をいう。

第二章 税関手続

第二条 目的

この章は、基本協定第五十六条に規定する協力及び情報の交換の実施に関する細目を定めることを目的とする。

第三条 相互支援

1 一方の締約国の税関当局は、可能な範囲内で、要請に応じ又は自己の発意により、関税法令の適正な適用並びに関税法令の違反及びその未遂の防止の確保に寄与する情報を他方の締約国の税関当局に提供する。

2 1の規定に基づく要請には、適当な場合には、次の事項を明記する。

- (a) 情報を要請する締約国の税関当局が行い、又は行おうとする確認手続
- (b) 締約国の税関当局が要請する具体的な情報

3 1に定める情報には、次の事項を含めることができる。

(a) 有効性が証明された新たな取締りのための技術

(b) 関税法令の違反又はその未遂に関する新たな傾向、手段又は方法

(c) 関税法令の違反又はその未遂に関連していると認められる物品並びに当該物品に関して用いられる運送及び蔵置の方法

(d) 関税法令の違反又はその未遂を犯したと認められ、又は疑われる者

(e) 適切な税関の管理及び税関手続の円滑化を目的とした危険性の評価に関し両締約国の税関当局（以下この章において「両税関当局」という。）を支援し得るその他の情報

4 一方の締約国の税関当局（以下この条において「要請当局」という。）の要請に応じ、他方の締約国の税関当局（以下この条において「被要請当局」という。）は、次の事項に関する情報を要請当局に提供する。

(a) 要請当局の属する締約国の領域に輸入された物品が被要請当局の属する締約国の領域から適法に輸出されたか否か。

(b) 要請当局の属する締約国の領域から輸出された物品が被要請当局の属する締約国の領域に適法に輸入

されたか否か及び当該物品について税関手続がとられた場合にはその税関手続

5 両税関当局は、合意により、両税関当局間の人的交流の分野において協力する。

第四条 情報通信技術

1 両税関当局は、情報通信技術の利用（両税関当局間において可能な電子データの交換を含む。）を促進するため、協力して努力する。

2 両税関当局は、税関手続の改善のため、情報通信技術の利用に関する情報（最良の慣行を含む。）を交換する。

第五条 危険度に応じた管理手法

1 両締約国間で取引される物品の通関を容易にするため、両税関当局は、引き続き危険度に応じた管理手法を用いる。

2 両締約国政府は、セミナー及び研修課程を通じて、両締約国における危険度に応じた管理手法の使用及び危険度に応じた管理手法に関する技術の向上を促進するよう努める。

3 両税関当局は、危険度に応じた管理手法に関する技術その他の取締りのための技術に関して情報（最良の慣行を含む。）を交換する。

第六条 不正取引の取締り

両税関当局は、可能な場合には、税関官署での通関における不正な薬物その他の禁制品の取引の取締りに関して、協力し、及び情報を交換する。

第七条 知的財産権

両税関当局は、可能な場合には、知的財産権を侵害する疑いのある物品の輸入及び輸出の取締りに関して、協力し、及び情報を交換する。

第八条 情報の交換

1 各締約国政府は、基本協定第五十六条及びこの章の規定に基づき他方の締約国政府から秘密のものとして提供されたあらゆる情報の秘密性を保持する。ただし、当該他方の締約国政府が当該情報の開示に同意する場合は、この限りでない。

2 各締約国政府は、情報の使用目的の制限に関し、自己が要請する保証を他方の締約国政府から得ること

ができない場合には、当該他方の締約国政府に提供する情報を限定することができる。

3 情報を要請する締約国政府は、同様の要請が他方の締約国政府により行われたならば応ずることができない場合には、自己の要請においてその事実について注意を喚起する。当該要請の実施については、当該他方の締約国政府の裁量にゆだねられる。

4 基本協定第五十六条及びこの章の規定に基づき一方の締約国の税関当局が他方の締約国の税関当局に提供する情報については、他方の締約国の関税法令に基づく当該他方の締約国政府の税関当局の職務の遂行のためにのみ使用する。

5 基本協定第五十六条及びこの章の規定に基づいて提供される情報については、提供を受ける締約国政府は、裁判所又は裁判官が行う刑事手続において使用してはならない。

6 基本協定第五十六条及びこの章の規定に基づき一方の締約国政府が他方の締約国政府に提供する情報が、刑事手続において裁判所又は裁判官に提出されることが必要である場合には、当該他方の締約国政府は、外交上の経路又は一方の締約国の国内法に定める他の経路を通じて、当該一方の締約国政府に対して当該情報を提供するように要請を行う。当該一方の締約国政府は、当該他方の締約国政府が示す合理的な期

限内に迅速かつ好意的に回答を行うよう最善の努力を払う。

7 この章の他の規定にかかわらず、一方の締約国政府は、他方の締約国政府への情報の提供が自国の法令によって禁止されている場合又は自己の重要な利益と両立しないと認める場合には、当該提供を行うことを要しない。

8 この取極が終了した場合においても、この条の規定（2及び3を除く。）は、引き続き適用される。

第九条 税関手続に関する小委員会

1 基本協定第五十八条の規定に基づき、税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の者で構成する。

(a) 共同議長として、日本国財務省及びマレーシア関税庁の職員

(b) 日本国については、財務省及び外務省の職員並びに特例的な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員

(c) マレーシアについては、マレーシア関税庁の職員及び特例的な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員

2 小委員会は、コンセンサス方式により、両締約国政府以外の関係団体の代表者であつて討議される問題
に關連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第三章 知的財産

第十条 協力の分野及び形態

基本協定第二百二十八条2の規定に基づき、

- (a) 協力の分野には、次の事項を含めることができる。
 - (i) 知的財産の仲介又は実施許諾、知的財産の管理、登録及び利用並びに特許地図の作製
 - (ii) デジタル環境における知的財産の保護
 - (iii) 知的財産に関する教育及び啓発の事業計画
 - (iv) 知的財産の保護に関する制度の運用の更なる近代化
 - (v) 知的財産権の行使
- (b) 協力の形態には、次の事項を含めることができる。
 - (i) 情報の交換並びに経験及び技能の共有

- (ii) 専門家の研修及び交流の実施
- (iii) 知的財産権の行使に関する活動についての協議
- (iv) 両締約国政府間で相互に合意される他の形態

第四章 反競争的行為の規制

第十一条 目的

1 この章は、基本協定第三百三十二条に規定する協力の実施に関する細目及び手続を定めることを目的とする。

2 この章の規定の適用上、「実施当局」とは、

- (a) 日本国については、公正取引委員会をいう。
- (b) マレーシアについては、国内取引・消費者省をいう。

第十二条 透明性

各締約国の実施当局は、次のことを行う。

- (a) 反競争的行為を規制する自国の法令の改正及び新たな法令の制定について他方の締約国の実施当局に

速やかに通報すること。

- (b) 適当な場合には、反競争的行為の規制に関連して発出し、及び公表したガイドライン又は政策声明の写しを他方の締約国の実施当局に提供すること。
- (c) 適当な場合には、締約国の実施当局の年次報告又はその他の公表資料であって一般に利用可能なものの写しを他方の締約国の実施当局に提供すること。

第十三条 技術協力

- 1 両締約国政府は、反競争的行為の規制に関連する技術協力活動において協力することが両締約国の実施当局にとって共通の利益であることに合意する。
- 2 この技術協力活動には、各締約国の実施当局の合理的に利用可能な資源の範囲内で行われる次のことを含めることができる。
 - (a) 研修のため実施当局の職員を交流させること。
 - (b) 各締約国の実施当局が組織し、又は後援する競争法令に関する研修課程において、他方の締約国の実施当局の職員が講師又はコンサルタントとして参加すること。

第十四条 討議

両締約国の実施当局は、いずれかの締約国の実施当局の要請があつた場合には、反競争的行為の規制に關連して生ずることのあるいかなる共通の關心事項についても、討議する。

第十五条 見直し

- 1 両締約国政府は、いずれかの締約国において反競争的行為を規制する新たな法令が制定される場合には、相互の合意により、この章の規定に基づく協力について見直しを行い、及び当該協力を拡大する。
- 2 1に規定する協力のいかなる拡大も、各締約国の關係法令及び各締約国政府の利用可能な資源の範囲内で行われる。

第十六条 雜則

- 1 この章の規定を実施するための詳細な取決めは、両締約国の実施当局間で行うことができる。
- 2 この章のいかなる規定も、両締約国政府の間で有効な他の二国間又は多数国間の協定又は取極に従つて両締約国政府が相互に支援を求め、又は与えることを妨げるものではない。
- 3 この章のいかなる規定も、他の國際的な協定若しくは取極又は各締約国の法律に基づく各締約国政府の

権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第五章 ビジネス環境の整備

第十七条 ビジネス環境の整備に関する小委員会

1 基本協定第三百三十五条1(a)に規定する問題であつてビジネス環境の整備に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）が取り組むものには、次の事項を含めることができる。

- (a) ビジネスに関連する規則、行政上の手続及び決定並びに司法上の決定における透明性の向上
- (b) 行政上の手続を簡素化し、及び迅速にするための措置
- (c) 両締約国における事業活動を円滑化するための方法
- (d) ビジネス環境に関連するその他の問題

2 小委員会は、適当な場合には、準備会合及び事後会合を開催することができる。そのような準備会合及び事後会合は、小委員会のいずれか一方の締約国政府の代表者の要請によって開催される。

3 基本協定第三百三十五条1(a)の規定に基づき、小委員会と関連する他の小委員会との間の協力には、次のことを含めることができる。

(a) 相互の関心事項について、関連する他の小委員会と協議すること。

(b) 関連する他の小委員会の委員を小委員会の会合に招請すること。

第十八条 ビジネス環境の整備に関する連絡事務所

1 基本協定第三百三十七条の規定に基づいて指定される各締約国におけるビジネス環境の整備に関する連絡事務所（以下この章において「連絡事務所」という。）は、次のことを任務とする。

(a) 自国の法令、規則その他あらゆる行政上の措置であつて、他方の締約国の企業の事業活動に悪影響を及ぼすおそれのあるものに関する当該他方の締約国の企業からの苦情、照会及び協議の要請を受領すること。

(b) 自国の関係当局に対し、(a)に規定する苦情、照会及び協議の要請を送付すること。

(c) 自国の関係当局から、合理的な期間内に、適当な場合には書面にて、十分な説明、理由及び法的根拠（該当する場合に限る。）を付した回答を求めること。

(d) 苦情、照会又は協議の要請を提出した他方の締約国の企業に対し、自国の関係当局からの回答を送付すること。

- (e) 自国の関係当局と協力して、他方の締約国の企業に対し、必要な情報及び助言を提供すること。
- (f) ビジネス環境の整備に関連する(a)から(e)までに規定する任務の遂行について、小委員会に対して所見を報告すること。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の連絡事務所と他方の締約国の企業との間の通信のために、他方の締約国が自国の当局を指定する場合には、すべての通信は、当該他方の締約国の当局を通じて行う。

3 1及び2の規定は、一方の締約国の企業が他方の締約国の関係当局に直接接触することを妨げ、又は制限するものと解してはならない。

第六章 協力

第一節 総則

第十九条 協力の実施

1 両締約国政府は、基本協定第十二章の規定に従い、並びに経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の署名に当たったの共同声明に明記する協力のための事業及び計画に十分な考慮を払って協力を実施する。

2 両締約国政府は、第二節から第八節までの規定に基づく協力の実施のための詳細及び手続を合意によって決定する。

第二節 農業、林業、漁業及び栽培業の分野における協力

第二十条 基本原則

両締約国政府は、基本協定第十二章の規定に従い、安定的な食糧供給の確保、農業、林業、漁業及び栽培業の持続可能な発展並びに農村地域の開発の重要性を認識し、並びに相互の利益の原則に基づき、農業、林業、漁業及び栽培業の分野において協力する。

第二十一条 協力の範囲及び形態

基本協定第四百四十一条の規定に従って、

- (a) この節の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含める。
 - (i) 食品産業の健全な発展
 - (ii) 天然資源の効率的かつ持続可能な利用
 - (iii) 農業、林業、漁業及び栽培業に関連する人材養成

- (iv) 農業、林業、漁業及び栽培業並びに食品の加工及び流通に関連する技術の開発及び促進
 - (v) 農村地域の開発
 - (b) この節の規定に基づく協力の形態には、次のことを含めることができる。
 - (i) 意見及び情報を交換すること。
 - (ii) 共同研究及び開発を奨励すること。
 - (iii) 専門家の訪問及び交流を奨励し、及び円滑にすること。
 - (iv) セミナー及び研究集会の開催を促進すること。
 - (v) 両締約国政府が相互に合意する協力のその他の形態に關すること。
- 第二十二條 農業、林業、漁業及び栽培業に關する作業部會
- 1 基本協定第四百十三條の規定に従つて、農業、林業、漁業及び栽培業に關する作業部會（以下この條において「作業部會」という。）を協力に關する小委員會（以下この章において「小委員會」という。）の下に設置する。
- 2 作業部會の任務には、次のことを含める。

(a) 農業、林業、漁業及び栽培業の分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びに更なる協力の方法を特定すること。

(b) この節の規定の効果的な実施に関連する問題について、監視し、見直しを行い、及び討議すること。

(c) この節の規定の実施に関連する問題について、小委員会に対して所見及び討議の結果を報告し、並びに勧告すること。

(d) 農業、林業、漁業及び栽培業の分野における協力に関連するその他の問題について討議すること。

3 作業部会は、次の者で構成する。

(a) 日本国については、外務省及び農林水産省の職員並びに適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員

(b) マレーシアについては、農業・農業関連産業省、プランテーション産業・一次産品省、天然資源・環境省、外務省及び保健省の職員並びに適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員

4 作業部会は、両締約国政府以外の関連する団体の代表者であって討議される問題に関連する必要な専門

知識を有するものを招請することができる。

5 作業部会は、この取極が効力を生じた後一年以内に、創立会合を開催するものとし、その後は、両締約国政府が合意する頻度及び場所において会合する。

第三節 教育及び人材養成の分野における協力

第二十三条 基本原則

両締約国政府は、基本協定第十二章の規定に従い、持続可能な経済成長及び繁栄が国民の知識及び技能に大きく依存していることを認識し、並びに基本協定第十二章の規定に基づく協力のすべての分野において能力の開発が不可欠であることを確認して、教育及び人材養成の分野において協力する。

第二十四条 協力の範囲及び形態

基本協定第四百一条の規定に従って、

- (a) この節の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含める。
 - (i) 高等教育
 - (ii) 高度な知識及び技能を有する人材の養成

- (iii) 技術訓練及び職業訓練
- (iv) 青少年の相互理解
- (v) 職業上の安全及び健康
- (vi) 日本語教育
- (b) この節の規定に基づく協力の形態には、次のことを含めることができる。
 - (i) 政策事項に関する意見及び情報を交換すること。
 - (ii) 地域における人材養成のための優れた研究施設として教育及び職業機関を設置すること。
 - (iii) 専門家、学者、教員及び政府職員の訪問及び交流を奨励し、及び円滑にすること。
 - (iv) セミナー及び研究集会の開催を促進すること。
 - (v) 青少年の交流を奨励し、及び円滑にすること。
 - (vi) 両締約国の教育機関の間の協力を奨励すること。
 - (vii) 企業内研修及び工業訓練のための機会を提供し、及び促進すること。
 - (viii) 両締約国の民間団体の間の協力を奨励し、及び円滑にすること。

(ix) 両締約国政府が相互に合意する協力のその他の形態に関すること。

第二十五条 東方政策の下での協力

両締約国政府は、マレーシアの東方政策が、マレーシアにおける人材養成に貢献し、及び両締約国の間の相互理解を深めてきたことを再確認し、変化する国際環境の課題に対処するために一層相互作用をもたらす方法で引き続き協力する。

第二十六条 開発途上国に対する技術援助

両締約国政府は、両締約国間の連携が開発途上国の経済的及び社会的発展に良い影響を与えてきたことを認識し、開発途上国に対し人材養成の分野における技術援助を行うために協力する。

第二十七条 教育及び人材養成に関する作業部会

1 基本協定第四百四十三条の規定に従って、教育及び人材養成に関する作業部会（以下この条において「作業部会」という。）を小委員会の下に設置する。

2 作業部会の任務には、次のことを含める。

(a) 教育及び人材養成の分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びに更なる協力の方法を特

定すること。

- (b) この節の規定の効果的な実施に関連する問題について、監視し、見直しを行い、及び討議すること。
- (c) この節の規定の実施に関連する問題について、小委員会に対して所見及び討議の結果を報告し、並びに勧告すること。

- (d) 教育及び人材養成の分野における協力に関連するその他の問題について討議すること。

3 作業部会は、次の者で構成する。

- (a) 日本国については、外務省、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の職員並びに適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員

- (b) マレーシアについては、人的資源省、教育省、高等教育省、外務省及び人事院の職員並びに適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員

- 4 作業部会は、両締約国政府以外の関連する団体の代表者であって討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

- 5 作業部会は、この取極が効力を生じた後一年以内に、創立会合を開催するものとし、その後は、両締約

国政府が合意する頻度及び場所において会合する。

第四節 情報通信技術の分野における協力

第二十八条 基本原則

両締約国政府は、基本協定第十二章の規定に従い、情報通信技術及び情報通信技術に関連するサービスに関する事業慣行が民間部門の主導により内外で急速な発展を遂げていることを認識し、並びに両締約国が情報通信技術の利用により最大の利益を享受することを目的として、情報通信技術及び情報通信技術に関連するサービスの発展を促進することに協力する。

第二十九条 協力の範囲及び形態

基本協定第四百一条の規定に従って、

- (a) この節の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含める。
 - (i) 次世代インターネット、ブロードバンドネットワーク及びユビキタスネットワーク
 - (ii) 情報通信技術に関連するサービスの利用
 - (iii) 電子商取引（電子署名のための認証事業者の認定手続の円滑化を含む。）

- (iv) ブロードバンドネットワーク上でのデジタルコンテンツの流通
- (v) 情報通信技術に関連する人材養成（技術者の能力に関する標準を含む。）
- (vi) 情報通信技術の研究開発に係る協力
- (b) この節の規定に基づく協力の形態には、次のことを含めることができる。
 - (i) 政策事項に関する情報を交換すること。
 - (ii) 専門家の訪問及び交流を奨励し、及び円滑にすること。
 - (iii) セミナー及び研究集会の開催を促進すること。
 - (iv) 両締約国の民間部門の間の協力を促進すること。
 - (v) 情報通信技術に係る国際的な場における協力を促進すること。
 - (vi) 両締約国政府が相互に合意する協力のその他の形態に関すること。

第五節 科学技術の分野における協力

第三十条 基本原則

両締約国政府は、基本協定第十二章の規定に従い、科学技術が中長期的に各締約国の経済の持続的な拡大

に寄与することを認識し、並びに平等及び相互の利益の原則に基づき、平和的目的のために科学技術の分野（バイオテクノロジーを含む。）における協力を発展させ、及び促進する。

第三十一条 協力の範囲及び形態

基本協定第四百十一条の規定に従って、

- (a) この節の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含める。
 - (i) 産業開発の基礎を提供するために適した科学技術
 - (ii) 高度な知識及び技能を有する人材の養成
 - (iii) 天然資源の効率的な利用
- (b) この節の規定に基づく協力の形態には、次のことを含めることができる。
 - (i) 政策事項に関する意見及び情報を交換すること。
 - (ii) 両締約国の科学者の意識及び知識を向上させることを目的としてセミナー、対話及び研究集会の開催を促進すること。
 - (iii) 両締約国の研究開発機関の間の情報及び技術の交換を奨励すること。

(iv) 共同研究開発を奨励すること。

(v) 科学者、技術者又はその他の専門家の訪問及び交流を奨励し、及び円滑にすること。

(vi) 両締約国政府が相互に合意する協力のその他の形態に関すること。

第三十二条 知的財産権その他の財産権的性格を有する権利の保護及び配分

1 この節の規定に基づく両締約国政府間の協力から生ずる財産権的性格を有しない科学的及び技術的情報は、いずれの締約国政府も、これを公に利用可能なものとすることができる。

2 両締約国政府は、基本協定第九章の規定、自国の関係法令及び両締約国が締結している関連する国際協定に従って、この節の規定に基づく協力から生ずる知的財産権その他の財産権的性格を有する権利の十分かつ効果的な保護を確保し、及びその配分に十分配慮する。両締約国政府は、必要に応じ、この目的のために協議する。

第三十三条 科学技術に関する作業部会

1 基本協定第百四十三条の規定に従って、科学技術に関する作業部会（以下この条において「作業部会」という。）を小委員会の下に設置する。

2 作業部会の任務には、次のことを含める。

(a) 科学技術の分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びに更なる協力の方法を特定すること。

(b) この節の規定の効果的な実施に関連する問題について、監視し、見直しを行い、及び討議すること。

(c) この節の規定の実施に関連する問題について、小委員会に対して所見及び討議の結果を報告し、並びに勧告すること。

(d) 科学技術の分野における協力に関連するその他の問題について討議すること。

3 作業部会は、次の者で構成する。

(a) 日本国については、外務省、文部科学省及び経済産業省の職員並びに適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員

(b) マレーシアについては、科学技術革新省、プランテーション産業・一次産品省、天然資源・環境省、

農業・農業関連産業省及び外務省の職員並びに適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員

4 作業部会は、両締約国政府以外の関連する団体の代表者であって討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

5 作業部会は、この取極が効力を生じた後一年以内に、創立会合を開催するものとし、その後は、両締約国政府が合意する頻度及び場所において^二云合する。

第六節 中小企業分野における協力

第三十四条 基本原則

両締約国政府は、基本協定第十二章の規定に従い、各締約国の国民経済の活力及び競争力を高める上で中小企業が果たす基本的な役割を認識し、両締約国の中小企業の発展を促進することに協力する。

第三十五条 協力の範囲及び形態

基本協定第四百四十一条の規定に従って、

- (a) この節の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含める。
 - (i) 中小企業の経営及び競争力の強化
 - (ii) 中小企業に関連した人材養成

- (b) この節の規定に基づく協力の形態には、次のことを含めることができる。
 - (i) 中小企業に関する情報を交換し、及び中小企業に関する経験を共有すること。
 - (ii) 中小企業のための能力の開発を促進すること。
 - (iii) セミナー、対話及び研究集会の開催を促進すること。
 - (iv) 専門家の訪問及び交流を奨励し、及び円滑にすること。
 - (v) 両締約国の中小企業による投資を促進すること。
 - (vi) 両締約国政府が相互に合意する協力のその他の形態に関すること。

第三十六条 中小企業に関する作業部会

- 1 基本協定第四百三十三条の規定に従って、中小企業に関する作業部会（以下この条において「作業部会」という。）を小委員会の下に設置する。

- 2 作業部会の任務には、次のことを含める。

- (a) 中小企業の分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びに更なる協力の方法を特定すること。

- (b) この節の規定の効果的な実施に関連する問題について、監視し、見直しを行い、及び討議すること。
- (c) この節の規定の実施に関連する問題について、小委員会に対して所見及び討議の結果を報告し、並びに勧告すること。

(d) 中小企業の分野における協力に関連するその他の問題について討議すること。

3 作業部会は、次の者で構成する。

(a) 日本国については、外務省及び経済産業省の職員並びに適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員

(b) マレーシアについては、国際貿易産業省、企業家協同組合開発省、外務省及び中小企業開発公社の職員並びに適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員

4 作業部会は、両締約国政府以外の関連する団体の代表者であって討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

5 作業部会は、この取極が効力を生じた後一年以内に、創立会合を開催するものとし、その後は、両締約国政府が合意する頻度及び場所において会合する。

第七節 観光の分野における協力

第三十七条 基本原則

両締約国政府は、基本協定第十二章の規定に従い、観光が、両締約国の国民の間の相互理解の増進に寄与し、及びそれぞれの経済にとって重要な産業であることを認識し、両締約国の観光分野において協力する。

第三十八条 協力の範囲及び形態

基本協定第四百一条の規定に従って、

- (a) この節の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含める。
 - (i) 観光の促進
 - (ii) 観光に関連する人材養成
 - (iii) 観光の持続可能な発展
- (b) この節の規定に基づく協力の形態には、次のことを含めることができる。
 - (i) 情報を交換し、及び経験を共有すること。
 - (ii) 専門家の訪問及び交流を奨励し、及び円滑にすること。

- (iii) セミナー、対話及び研究集会の開催を促進すること。
- (iv) 観光の促進及び開発に関する計画のため適当な支援を提供すること。
- (v) 観光産業に従事する者の研修を促進すること。
- (vi) 両締約国の民間団体の間の協力を奨励し、及び円滑にすること。
- (vii) 両締約国政府が相互に合意する協力のその他の形態に關すること。

第三十九条 観光に関する作業部会

1 基本協定第四百十三条の規定に従って、観光に関する作業部会（以下この条において「作業部会」という。）を小委員会の下に設置する。

2 作業部会の任務には、次のことを含める。

- (a) 観光の分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びに更なる協力の方法を特定すること。
- (b) この節の規定の効果的な実施に關連する問題について、監督し、見直しを行い、及び討議すること。
- (c) この節の規定の実施に關連する問題について、小委員会に対して所見及び討議の結果を報告し、並びに勧告すること。

(d) 観光の分野における協力に関連するその他の問題について討議すること。

3 作業部会は、次の者で構成する。

(a) 日本国については、外務省及び国土交通省の職員並びに適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員

(b) マレーシアについては、観光省、文化芸術遺産省及び外務省の職員並びに適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員

4 作業部会は、両締約国政府以外の関連する団体の代表者であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

5 作業部会は、この取極が効力を生じた後一年以内に、創立会合を開催するものとし、その後は、両締約国政府が合意する頻度及び場所において会合する。

第八節 環境の分野における協力

第四十条 基本原則

両締約国政府は、基本協定第十二章の規定に従い、環境を保護し、及び持続可能な開発を促進するための

能力を強化することの重要性、並びに環境に関する多数国間の取極の重要な役割を認識し、環境の分野において協力する。

第四十一条 協力の範囲及び形態

基本協定第百四十一条の規定に従って、

- (a) この節の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含める。
 - (i) 環境の保全及び改善
 - (ii) 持続可能な開発の促進
- (b) この節の規定に基づく協力の形態には、次のことを含めることができる。
 - (i) 政策、法令及び技術に関する情報を交換すること。
 - (ii) セミナーの開催を促進すること。
 - (iii) 専門家の訪問及び交流を奨励し、及び円滑にすること。
 - (iv) 環境上適正な物品及びサービスの取引及び普及を奨励すること。
 - (v) 投資機会の特定並びに事業提携の促進及び発展のための情報の交換を奨励すること。

(vi) 両締約国政府が相互に合意する協力のその他の形態に関する事。

第七章 最終規定

第四十二条 実施

この取極は、両締約国政府により、基本協定及び各締約国において効力を有する法令に従って、かつ、各締約国政府の利用可能な資源の範囲内で実施される。

第四十三条 見出し

この取極中の章、節及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この取極の解釈に影響を及ぼすものではない。

第四十四条 効力発生

この取極は、基本協定の効力発生時に効力を生じ、基本協定が有効である限り効力を有する。両締約国政府は、いずれかの締約国政府の要請に基づき、この取極の改正について相互に協議する。

第四十五条 紛争解決

基本協定第十三章の規定は、この取極の第二章及びこの章の規定の解釈又は適用に関する両締約国政府間

の紛争解決について準用する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの取極に署名した。

二千五年十二月十三日にクアラルンプールで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

小泉純一郎

マレーシア政府のために

アブドゥラ